

一般廃棄物処理業許可証

岡山市指令環事第1649-11号

住 所 岡山市北区新屋敷町二丁目2番20号
名 称 株式会社研美社
代表者氏名 代表取締役 油谷 晃幸

令和6年2月1日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

令和6年4月1日

岡山市長 大 森 雅 夫



1 許可の種類	一般廃棄物（事業活動に伴うごみ）の収集・運搬 積替施設：有 所在地：岡山市東区南古都469-1
2 許可番号	4015
3 許可期間	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで
4 許可区域	岡山市内
5 許可条件	別紙のとおり

許 可 条 件

- 1 収集運搬を行う事業所及びその一般廃棄物は、「ごみ等処理依頼証明書」に記載の事業所から排出される一般廃棄物（当該添付書類に記載の業種から排出されたものであって、かつ、これに記載された一般廃棄物の種別に限る。）とする。

ただし、引越し時に一時大量排出されるなど市の収集が困難な場合に限り、家庭から出る一般廃棄物であっても収集運搬することができるものとする。この場合においては、「一時大量ごみ処理依頼証明書」に記載の家庭から排出されるものとする。

- 2 岡山市ごみ等一般廃棄物収集運搬業の許可及び業務の執行に関する要綱（以下「要綱」という。）第3章一般廃棄物の収集及び運搬及び第4章一般廃棄物の処分に定めるところにより、一般廃棄物を適正に処理するための措置を適正かつ確実に講じること。

また、その他関係法令等の定めるところにより、適正かつ確実に業務を行うこと。

- 3 以下の事項については、要綱第2章処理業の許可及び第3章一般廃棄物の収集及び運搬に定めるところにより、それぞれ所定の許可申請、承認申請又は届出を行い、市長の許可又は承認を受けること。許可又は承認を要する事項については、許可又は承認を得るまでの間は、当該申請内容による業務は取り扱わないこと。

- ・許可申請書及び添付書類に記載した事項の変更が生じた場合。
- ・やむを得ない事由により許可を受けてない車両を一時的に許可業務に使用する場合。
- ・許可を受けた収集運搬車両を一時的に他の用に供する場合。
- ・その他許可申請、承認申請又は届出を要する場合。